

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 基本的施策(第6条—第17条)
- 第3章 消費者の被害の救済(第18条—第23条)
- 第4章 北九州市消費生活審議会(第24条)
- 第5章 雑則(第25条—第31条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、市及び事業者の責務等を明らかにするとともに、消費者の被害の防止及び救済のための施策その他の施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もって市民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(基本理念)

第2条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策(以下「消費者政策」という。)の推進は、市民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる事項が満たされることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- (1) 消費者の安全が確保されること。
- (2) 商品及び役務並びに訪問購入(物品の購入を業として営む者が営業所等以外の場所において、売買契約の申込みを受け、又は売買契約を締結して行う物品の購入をいう。以下同じ。)に係る物品について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
- (3) 商品及び役務並びに訪問購入に係る物品の取引における公正が確保されること。
- (4) 消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供されること。
- (5) 消費者の意見が消費者政策に反映されること。
- (6) 消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること。

- 2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。
- 3 消費者政策の推進は、高度情報通信社会及び消費生活における国際化の進展に的確に対応するとともに配慮して行われなければならない。
- 4 消費者政策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

(平25条例32・一部改正)

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、市の区域の社会的、経済的状况に応じて、消費者政策を推進する責務を有する。

(事業者の責務等)

第4条 事業者は、第2条の基本理念に鑑み、その供給する商品及び役務並びに訪問購入に係る物品について、次に掲げる責務を有する。

- (1) 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
 - (2) 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
 - (3) 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
 - (4) 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
 - (5) 市が実施する消費者政策に協力すること。
- 2 事業者は、その供給する商品及び役務に関し環境の保全に配慮するとともに、当該商品及び役務について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。
 - 3 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

(平25条例32・一部改正)

第5条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

- 2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。
- 3 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

第2章 基本的施策

(安全の確保)

第6条 市は、消費者の消費生活における安全を確保するため、安全を害するおそれがある商品の事業者による回収の促進、安全を害するおそれがある商品及び役務に関する調査及び情報の収集等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 市長は、商品又は役務が消費者の安全を害するおそれがあると認めるときは、当該商品又は役務を供給する事業者に対し、当該商品又は役務の安全性について、説明又は資料の提出を求めることができる。
- 3 市長は、事業者が前項の規定による求めに応じないとき、又は同項の説明若しくは資料の提出を受けてもなお商品若しくは役務が消費者の安全を害すると認めるときは、前項に規定する事業者に対し、当該商品若しくは役務の安全性についての説明若しくは資料の提出又は当該商品の回収その他の被害の発生若しくは拡大を防止する措置をとることを指導し、又は勧告することができる。
- 4 市長は、前項に規定する認定をしようとするときは、あらかじめ、第24条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

(消費者契約の適正化等)

第7条 市は、消費者と事業者との間の適正な取引を確保するため、消費者との間の契約の締結に際しての事業者による情報提供及び勧誘の適正化、公正な契約条項の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 市長は、事業者が消費者との間で行う取引に関し次の各号のいずれかに該当する行為を不当な取引行為として規則で定めることができる。
 - (1) 消費者に対し、販売若しくは訪問購入の意図を隠し、商品若しくは役務若しくは訪問購入に係る物品の内容、取引条件、取引の仕組み等について、重要な情報を提供せず、若しくは誤信を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
 - (2) 消費者の自発的意思を待つことなく執ように説得し、消費者の取引に関する知識若しくは判断力の不足に乗じ、若しくは消費者を心理的に不安定な状態に陥れる等して、契約の締結を勧誘し、又はこれらにより消費者の十分な意思形成のないまま契約を締結させる行為
 - (3) 取引における信義誠実の原則に反して消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為
 - (4) 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、又は困惑させる等不当な手段を用いて、消費者又はその関係人に契約(契約の成立又は内容について当事者間で争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を請求し、又は当該債務を履行させる行為

- (5) 契約若しくは法律の規定に基づく債務の完全な履行がない旨の消費者からの苦情に対し、履行を不当に拒否し、若しくはいたずらに遅延させ、又は継続的取引において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、若しくは消費者への事前の通知をすることなく履行を中止する行為
 - (6) 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張に対して、これらを妨げて、契約の成立若しくは存続を強要し、又は契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し若しくは契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これらによって生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくはいたずらに遅延させる行為
 - (7) 商品若しくは役務を販売する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者からの商品又は役務の購入を条件又は原因として、信用の供与をする契約若しくは保証を受託する契約(以下「与信契約等」という。)について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、その締結を勧誘し、若しくは締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を迫り、若しくは債務の履行をさせる行為
- 3 市長は、前項に規定する不当な取引行為を定めようとするときは、あらかじめ、第24条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 前項の規定は、第2項に規定する不当な取引行為の変更又は廃止について準用する。
- 5 市長は、事業者の行為が第2項に規定する不当な取引行為に該当する疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、当該行為について、説明又は資料の提出を求めることができる。
- 6 市長は、事業者の行為が第2項に規定する不当な取引行為に該当すると認めるときは、当該事業者に対し、当該不当な取引行為を是正するよう指導し、又は勧告することができる。

(平25条例32・一部改正)

(広告その他の表示の適正化)

第8条 市は、消費者が商品の購入若しくは使用若しくは役務の利用又は訪問購入に係る物品の売却に際しその選択等を誤ることがないようにするため、商品及び役務並びに訪問購入に係る物品について、品質等に関する広告その他の表示に関する制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

2 市長は、消費者が商品の購入若しくは使用若しくは役務の利用又は訪問購入に係る物品の売却に際しその選択等を誤ることがないようにするために必要があると認めるときは、法令に定めがある場合を除き、次に定める表示についての基準(以下「表示の基準」という。)を定めることができる。

- (1) 商品若しくは役務又は訪問購入に係る物品について、品質その他の内容並びに当該商品若しくは役務を供給し、又は訪問購入に係る物品を購入する事業者の氏名又は名称及び住所の表示

- (2) 商品若しくは役務又は訪問購入に係る物品の価格(単位当たりの価格を示すことができるときにあつては、当該単位当たりの価格を含む。)の表示
 - (3) 自動販売機その他これに類する機械(以下この号において「自動販売機等」という。)により商品又は役務を供給するときの当該自動販売機等になされる事業者の連絡先その他の表示
 - (4) 商品又は役務の品質、性能等の保証の表示
- 3 市長は、表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ、第24条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 市長は、表示の基準を定めたときは、これを告示するものとする。
 - 5 前2項の規定は、表示の基準の変更又は廃止について準用する。
 - 6 事業者は、第4項(前項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により告示された表示の基準を遵守しなければならない。
 - 7 市長は、事業者の行う表示が第4項の規定により告示された表示の基準に適合していない疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。
 - 8 市長は、事業者の行う表示が第4項の規定により告示された表示の基準に適合していないと認めるときは、当該事業者に対し、当該表示の基準を遵守するよう指導し、又は勧告することができる。

(平25条例32・一部改正)

(計量の適正化)

第9条 市は、消費者が事業者との間の取引に際し計量につき不利益を受けることがないようにするため、商品及び役務について適正な計量の実施の確保を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(包装の適正化)

第10条 市は、商品について適正な包装(容器を用いる包装を含む。以下同じ。)の実施の確保を図るため、内容品の保護のために必要な包装の促進、過大又は過剰な包装の防止等必要な施策を講ずるものとする。

(消費生活に関する情報提供)

第11条 市は、消費者が社会的、経済的状況の変化に対応して自主的かつ合理的に行動することができるようにするため、消費生活に関する情報を収集するとともに、消費者に必要な情報提供をする等必要な施策を講ずるものとする。

(啓発活動及び教育の推進)

第12条 市は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第13条 市は、適正な消費者政策の推進に資するため、消費生活に関する消費者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、消費者の意見が事業者の事業活動に反映されるよう消費者と事業者との対話その他の交流の機会を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

(苦情処理及び紛争解決の促進)

第14条 市は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情又は紛争が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせん、人材の確保及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(消費者団体の自主的な活動の促進)

第15条 市は、市民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生活関連商品等の調査等)

第16条 市は、消費生活の安定を図り、又は消費者の商品若しくは役務の適切な選択に資するため、必要と認める生活関連商品等について、価格の動向、需給状況等の調査、関係団体との連絡調整等必要な施策を講ずるものとする。

(環境の保全への配慮)

第17条 市は、商品及び役務の品質等に関する広告その他の表示の適正化、消費者に対する啓発活動及び教育の推進等に当たって環境の保全に配慮するために必要な施策を講ずるものとする。

第3章 消費者の被害の救済

(被害の救済のための助言等)

第18条 市長は、消費者から事業者の事業活動により消費生活上の被害を受けた旨の申出があったときは、当該被害の速やかな救済のために必要な助言、あっせんその他の措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の措置を講ずるため必要があると認めるときは、当該被害に係る事業者その他の関係人に対し、説明又は資料の提出の要求その他必要な調査を行うことができる。

(審議会の調停)

第19条 市長は、前条第1項に規定する申出に係る紛争のうち、市民の消費生活に著しく影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるものについて、その公正かつ速やかな解決を図るため、第24条に規定する審議会の調停に付すことができる。

(訴訟費用の貸付け)

第20条 市長は、事業者の事業活動により消費生活上の被害を受けたと認める消費者(以下「被害者」という。)が、当該被害に係る事業者を相手に訴訟を提起する場合又は当該事業者に訴訟を提起された場合で、次に掲げる要件を満たすときは、当該被害者に当該訴訟に係る費用(以下「訴訟費用」

という。)の貸付けを行うことができる。

- (1) 訴訟費用が被害額を超え、又は超えるおそれがある等被害者が訴訟費用の貸付けを受けなければ訴訟を提起し、又は応訴することが困難であると認められること。
- (2) 同一又は同種の原因による被害が多数発生し、又は発生するおそれがあると認められること。
- (3) 当該被害に係る紛争が第24条に規定する審議会の調停に付されていること。
- (4) 当該被害者が、第22条に規定する貸付けの申請の日において引き続き3月以上市内に住所を有すること。

(訴訟費用の貸付けの範囲及び額等)

第21条 訴訟費用の貸付けの対象の範囲は、当該訴訟に要する裁判費用、弁護士の報酬に係る費用その他規則で定める費用とする。

- 2 前条の規定による貸付金(以下「貸付金」という。)の額及び返還期限その他返還に関し必要な事項は、規則で定める。
- 3 貸付金は、無利子とする。

(訴訟費用の貸付けの申請及び決定)

第22条 訴訟費用の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、審査の上、貸付けの可否を決定するものとする。
- 3 市長は、前項の決定をしようとするときは、あらかじめ、第24条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

(貸付金の返還等)

第23条 訴訟費用の貸付けを受けた者は、その返還期限までに貸付金の全額を返還しなければならない。ただし、規則で定める場合においては、市長は、直ちに貸付金の全額を返還させ、又は貸付金の返還を猶予し、若しくは貸付金を分割して返還させることができる。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、訴訟費用の貸付けを受けた者が訴訟の結果当該訴訟に関し支払いを受ける額が貸付金の額に満たないときその他やむを得ない理由により貸付金を返還することができないと認めるときは、貸付金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

第4章 北九州市消費生活審議会

第24条 市に、北九州市消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 市長の諮問に応じ、消費者政策の基本となる事項を調査審議すること。
 - (2) 消費者政策の基本となる事項に関し、市長に意見を述べること。
 - (3) この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 4 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 5 委員及び臨時委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 臨時委員は、その者の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 9 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 10 第19条及び第22条第3項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理するため、審議会に消費者被害救済部会を置く。
- 11 前項の規定により消費者被害救済部会の所掌に属させられた事項については、消費者被害救済部会の議決をもって審議会の決定とする。
- 12 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(立入調査等)

- 第25条 市長は、第6条から第8条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、事業者の事務所、事業所その他事業に関係のある場所に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、又は関係人に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
 - 3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
 - 4 市長は、第6条第3項に規定する認定を行うために必要最小限度の数量の商品若しくは事業者が役務を提供するために使用する物又は役務に関する資料(以下「商品等」という。)の提出を求めることができる。
 - 5 市長は、前項の規定により事業者から商品等の提出を受けたときは、当該事業者に対し、正当な補償を行うものとする。

(公表)

- 第26条 市長は、事業者が第6条第3項、第7条第6項又は第8条第8項の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(意見の聴取)

- 第27条 市長は、前条第1項の規定による公表をしようとするときは、公表されるべき事業者に対し、あらかじめその理由を通知し、意見の聴取を行うものとする。ただし、当該事業者が正当な理由

なく意見の聴取に応じないとき、又は当該事業者の所在が不明であるため通知することができないときは、この限りでない。

(市長への申出)

第28条 市民は、この条例の定め違反する事業活動により、又はこの条例に定める措置がとられていないため、市民の消費生活に支障が発生し、又は拡大するおそれがあると認めるときは、市長に対し、その旨を申し出て、適切な措置をとることを求めることができる。

2 市長は、前項の規定による申出の内容が広く市民の消費生活に支障を与えるものであると認めるときは、適切な措置をとるものとする。

(関係行政機関との協力)

第29条 市は、消費者政策の実施に当たっては、必要に応じ、関係行政機関と相互に、情報の提供、調査の依頼その他の協力を行うものとする。

(適用除外)

第30条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第1項に規定する医薬品及び同条第9項に規定する再生医療等製品については、第6条の規定は、適用しない。

2 次に掲げるものについては、第6条から第8条まで、第13条及び第18条から第23条までの規定は、適用しない。

(1) 医師、歯科医師その他これらに準ずる者により行われる診療行為及びこれに準ずる行為

(2) 商品及び役務の価格で、法令に基づいて規制されているもの

(平26条例48・一部改正)

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

付 則(平成25年10月15日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の北九州市消費生活条例第7条第2項第1号に規定する不当な取引行為に該当すると認められる事業者の行為に係る同条例第7条第6項の規定は、この条例の施行の日以後に行われた事業者の行為について適用し、同日前に行われた事業者の行為については、なお従前の例による。

付 則(平成26年10月7日条例第48号)

この条例は、平成26年11月25日から施行する。